



発行 税理士法人 **中央総研**  
 桑名市大福 406-1  
 TEL0594-23-2448  
 FAX0594-23-3303  
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
 URL:http://mie-cri.com

今月の担当

課長 河野 智美  
 グループ長 森 真子

## 2023 年度予算案と防衛力強化

### 【はじめに】

**通常国会**が、今月 23 日に召集されました。

この通常国会で、新年度の税制改正案・予算案などを審議致します。

召集されたその日のうちに、**岸田文雄首相の施政方針演説**が行われました。

この通常国会の**会期**は、6月 21 日までの **150 日間**となります。

通常、2月に入りますと、2023 年度税制改正と予算の法律案が国会に上程されます。

そして、3月末に、国会を通過し、4月より施行になる予定です。

今年は、**統一地方選挙**が、前半が 4月 9 日、後半が 4月 23 日に行われる見通しです。

CRI タイムズの今月号は、防衛力強化を大幅に上積みする予定の予算について述べてみたいと思います。

### 【安保政策の歴史的転換】

政府は、外交・防衛政策の長期方針である「**安保関連 3 文書**」の改訂を、昨年 12 月 16 日に閣議決定しました。CRI タイムズ先月号で解説した通りです。

閣議決定の内容を、それぞれ時系列に並べると下記の通りとなります。

安保関連 3 文書改訂・2023 年度税制改正大綱の閣議決定の 1 週間後に、**2023 年度予算案の閣議決定**が行われました。これで、防衛力強化の体制がスタートすることとなります。

閣議決定	
決定の内容	決定の日付
安保関連 3 文書改訂	昨年 12 月 16 日(金)
2023 年度税制改正大綱	昨年 12 月 16 日(金)
2023 年度予算案	昨年 12 月 23 日(金)

### 【2023 年度予算案の主な歳出入（一般会計）】

政府が、昨年 12 月 23 日（金）に、閣議決定した 2023 年度予算案では、防衛力強化の初年度として防衛費を大幅に上積みし、**一般会計総額**は、**114 兆 3,812 億円**と過去最大を更新しました。

**脱炭素やデジタル化などの改革で成長力強化**につなげられるか、**正念場の予算案**となります。

4 年目を迎える**コロナ禍**からの出口も模索し、暮らしの**平時への移行**を目指すこととされています。

### 【2023 年度予算案の主な歳出入】

一般会計総額 (過去最大を更新)	114.38 兆円
歳出	
社会保障費	36.89
<b>防衛費</b>	<b>6.79</b>
<b>防衛力強化資金繰り入れ</b>	<b>3.38</b>
コロナ・物価高予備費	4.0
ウクライナ予備費	1.0
地方交付税	16.40
国債費	25.25
歳入	
税収	69.44
防衛費増額財源	4.59
新規国債発行額	35.62

### 【防衛省は継戦能力の増強を急ぐ】

防衛省は、上記の過去最大の防衛費予算に基づき、有事で戦える「**継戦能力**」を重視しています。

ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえて、**防衛力の強化策**は、次の 7 本の柱からなる、としています。

防衛力の強化策	
①	スタンド・オフ防衛能力
②	統合防空ミサイル防衛能力
③	無人アセット防衛能力
④	領域横断作戦能力
⑤	指揮統制・情報関連機能
⑥	機動展開能力・国民保護
⑦	持続性・強靱性

### 【国民の願い】

いずれも、「国民のため」「国民を守ってくれるため」「国民の命や平和な暮らしを守ってくれるため」「日本の領土・領海・領空を守ってくれるため」でなければなりません。

全国民が願っていることです。

防衛力強化により「国民が守られる」ことが最重視されなければなりません。

《代表社員 笹谷 俊道》

～第 21 回中央総研セミナーご案内～

申込書を同封させていただきますので、ぜひご覧ください。現在、FAX にて申込受付中です。

## 令和4年確定申告

確定申告の季節がやってきます。

2023年(令和4年分)の確定申告は令和5年2月16日から令和5年3月15日です。

◎確定申告書はこれまで「A」と「B」に分かれていました。Aは簡易版で、会社勤めの方が医療費控除を受ける場合や年金と給与の両方から収入がある場合などに使われ、**2023年からはBに統合される形になり、「確定申告書」と様式が一本化**します。

◎確定申告書と同様、修正申告の書類も簡素化されました。

これまでは申告書の「第一表」と「第五表(別表)」の提出が必要でした。2023年からは第五表(別表)が廃止となり、第一表に欄が追加され統合されます。

◎收支内訳書は、これまで事業所得や不動産所得などで提出が求められていました。2023年からは、**副業の収入など営利を目的とした継続的な雑所得(業務に係る雑所得)について、收支内訳書を提出する義務が生じます。**対象となるのは、**の雑所得の年間売上高が1,000万円を超えた場合**です。雑所得は売上から経費を引いて金額を算出しますが、收支内訳書の提出は、**雑所得の金額でなく、売上高が1,000万円を超えた場合に適用**されます。

### 雑所得(業務)における書類の取扱いが厳格化

前々年分の業務に係る売上高が300万円を超えた場合、業務に係る雑所得について、請求書や領収書など取引に関する書類の保存が義務化されました。取引に関する書類は、確定申告後5年間は保存する必要があります。

雑所得は、「公的年金等」「業務に係るもの」「それ以外」の3種類に分けられます。このうち業務に係る雑所得の例としては、原稿料やデザイン料、講演料、ネットオークションやフリーマーケットアプリによる収入などが挙げられます。

### 「事業所得」と「雑所得」の違い

「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区別は、原則として、その所得を得るための活動が社会通念上事業と考えられる規模であれば事業所得、そうでなければ業務に係る雑所得となります。

ただ、明確な基準が定められているわけではありません。このため、**目安として設けられたのが帳簿書類の記録と保存**です。

次のような区分で判断されることとなります。

- ・概ね事業所得：記帳・帳簿書類の保存がされている
- ・概ね業務に係る雑所得：売上高300万円を超え、記帳、帳簿書類の保存がない
- ・業務に係る雑所得：売上高300万円以下で、記帳・帳簿書類の保存が無い

収入金額が300万円以下であっても、帳簿書類の保存があれば、原則として事業所得に区分されることとなります。

<河野>

## 生前贈与加算の改正

2023年度税制改正大綱が発表されました。

今回の税制改正大綱では生前贈与加算の改正があります。

生前贈与加算とは、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産を相続財産に加算し、相続税の課税対象とする事です。

今回の改正では、相続財産に加算する期間が3年から7年に延長されました。加算期間が延長されることにより、相続財産が増加する事になります。

対象となる贈与は、2024年1月1日以降の贈与から適用されます。2023年12月31日までの贈与については、これまでと同じく、相続開始前3年以内の贈与が生前贈与加算の対象となります。年が進むにつれ、徐々に加算する年月が長くなります。

相続開始の年 → 生前贈与加算の対象年

2023年	→	2020年以降
2024年	→	2021年以降
2025年	→	2022年以降
2026年	→	2023年以降
2027年	→	2024年以降
2028年	→	2024年以降
2029年	→	2024年以降
2030年	→	2024年以降
2031年	→	2024年以降

2027年の相続から、徐々に加算年数が長くなります。2031年の相続の際には、7年分の生前贈与加算が行われる事になります。

加算期間延長による緩和措置として、延長した4年分については、総額100万円までは相続財産に加算しません。相続開始前4年~7年の間に取得した贈与財産の総額に対して100万円になります。1年間で100万円の合計400万円が控除できるわけではないため、注意が必要です。

生前贈与加算の対象者に改正はありません。相続又は遺贈により財産を取得した者が生前贈与加算の対象者となります。相続又は遺贈により財産を取得していない者は、生前贈与を受けていても、生前贈与加算の対象とはなりません。

<森>

～第21回中央総研セミナーご案内～

申込書を同封させていただきますので、ぜひご覧ください。現在、FAXにて申込受付中です。